

「USHIKU 野菜オーケストラ」新キャラクターデザイン 募集要項

1. 趣旨及び目的

牛久市（以下「市」という。）では、食育推進のためのキャラクターとして、市でも生産量の多い 15 種類の野菜のキャラクター「USHIKU 野菜オーケストラ」を作成し、活用してまいりました。この度、「USHIKU 野菜オーケストラ」誕生から 10 年になるにあたって、新しいキャラクターを増やすこととなりました。新しく仲間に加わる野菜は学校給食で多く使用している「小松菜」と「ごぼう」です。そこで、新キャラクターのデザインを募集します。

今回の取り組みを通して、より多くの人に「USHIKU 野菜オーケストラ」について知っていただき、キャラクターに親しみを持っていただくことで、野菜に興味を持ち、もっと野菜を好きになってほしいと考えております。

キャラクターは、市が発行する広報紙やホームページをはじめ、イベントなどのさまざまな機会での P R 活動に使用していきます。

2. キャラクターの背景

牛久市の食育推進のための野菜キャラクター「USHIKU 野菜オーケストラ」は、市民のみなさまが、野菜に興味を持って、もっと野菜を好きになってもらえるように、野菜の栄養や特長を楽しく学べるようにという「ねがい」を込めて、牛久市食育推進委員会栄養士部会※（以下「栄養士部会」という。）が企画し、平成 27 年に誕生しました。市で生産量の多い 15 種類の野菜がキャラクターとなっています。

「野菜」ひとりひとりの「栄養素」というすてきな音が重なり合えば、「健康なからだ」をすばらしい音楽として奏でることができます。ご家庭の食卓から、たのしくおいしいハーモニーが聞こえてきますようにという「ねがい」を込め、彼らはオーケストラとなっています。

「USHIKU 野菜オーケストラ」は、平成 27 年に栄養士部会のメンバーが「野菜」ひとりひとりのプロフィールを考え、市民の方にデザインしていただき、市内の小中学校・保育園の子どもたちが名前を考え、多くの人々の協力を得て誕生しました。

※牛久市食育推進委員会栄養士部会とは、小中義務教育学校および牛久市役所の保育課、教育総務課、医療年金課、健康づくり推進課の栄養士の集まりです。子どもから大人まで、さまざまな年代における食育の普及を目指し活動しています。

3. 応募資格

- ・牛久市内に在住・在勤・在学の個人
- ・年齢不問（18 歳未満の方の応募は保護者の同意を必要とします。）

4. 募集期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）～令和 7 年 11 月 14 日（金）（必着）

5. 応募内容

1) 募集対象

「小松菜」または「ごぼう」のキャラクターデザイン

2) 募集作品の要件

作品は以下の要件を満たすものとします。

- (1) 手書きまたはデジタルデータのもので、平面、フルカラーとし、全身図を描写すること
- (2) デジタルデータの場合は PDF、JPEG、PNG 等の形式で容量 2MB 以下までであること
- (3) 指定した楽器を演奏しているポーズで、何の野菜かわかるようなデザインにすること
- (4) 既存の「USHIKU 野菜オーケストラ」の雰囲気に近いもので、服装は黒・白を基調としたフォーマルなデザインにすること
- (5) 各キャラクターのプロフィールを参考にデザインすること

各キャラクターのプロフィール

野菜	楽器	プロフィール
小松菜	鉄琴	・ 10 代女子 ・ ちゃきちゃき 江戸っ子（江戸川区小松川出身） ・ イライラしている子を放っておけない ・ 誰とでも仲良くなれる
ごぼう	トライアングル	・ 20 代社会人 ・ 健康やごぼうの良さを広めるインフルエンサー ・ 健康オタクでおしゃれ好き ・ 頭につけたごぼうの花がチャームポイント ・ ごぼうのように、芯が強く諦めない性格

6. 応募方法

複数応募も可能です。複数応募する場合は、応募用紙 1 枚につき 1 作品とします。

1) 郵送

専用の応募用紙に必要事項を記入し、封筒に「野菜キャラクター応募」と朱書きして郵送してください。応募用紙はホームページからダウンロードしていただくか、市の健康づくり推進課窓口にて配布しています。

2) 持参

専用の応募用紙に必要事項を記入して、市健康づくり推進課窓口まで持参してください。

受付時間は、平日（月～金）8 時 30 分～17 時 15 分までです。

3) いばらき電子申請・届出サービス

応募フォームより、必要事項を入力して応募してください。キャラクターデザインは、デジタルデータまたは手書きのイラストを写真に撮ったものを添付してください。

7. 最優秀作品の発表

＜最優秀賞＞小松菜、ごぼう 各1点

- ・最優秀賞に選ばれた方には賞状をお渡しします。賞金はありません。
- ・最優秀賞に選ばれた方のみ、令和7年12月中旬に本人に通知する予定です。
- ・公表は令和8年4月以降を予定しています。

8. 応募規約

応募者は、本募集の応募時の規約に同意いただいたものとみなします。応募規約に違反する場合は、採用の取消を行います。

- 1) 応募作品は他の作者の作品を模倣または改変したものでない作者の完全な未発表のオリジナル作品であること、生成 AI を使用して制作されたものでないこととします。
- 2) 他のコンテストに応募していない本募集のために制作したものに限りません。
- 3) 第三者の著作権、商標やその他の権利を一切侵害せず、市での使用により第三者の権利侵害、不利益、その他の不都合となる可能性のないものに限りません。
- 4) 政党等の政治団体や宗教に関連せず、又は特定企業の営利活動を目的とするものではなく、個人・団体の名誉等人権侵害及び第三者の権利侵害の可能性がなく、公序良俗に反するおそれのないものとしてください。
- 5) 採用作品について第三者からの権利の侵害や損害賠償請求等の主張がなされた場合（応募作品の制作に際して起こった事故、その他一切のトラブルを含む。）は、応募者は自己の責任において解決を図るものとして、市は一切の責任を負いません。
- 6) 未成年者は、保護者の同意を得たうえで応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意が得られているものとみなします。
- 7) 応募作品の制作等応募にかかる一切の費用は応募者の負担とします。
- 8) 応募作品は媒体を問わず返却しません。
- 9) 市が必要とする範囲で、応募作品の編集・改編を行う場合があります。
- 10) 採用後であっても、虚偽の事実や不正が存在すると市が判断した場合は採用を取り消します。
- 11) 選考過程の詳細についてはお答えできませんので、予めご了承ください。
- 12) 本要項に取り決めのない事項については、市の判断により決定します。

9. 著作権等について

- 1) 最優秀賞の作品の受賞者（以下「受賞者」という。）は、受賞と同時に市に対して当該作品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償譲渡するものとし、その他一切の権利は市に帰属するものとします。なお、市が無償譲渡された著作物に係る著作権の譲渡の登録をしようとする場合、受賞者はこれに協力することとします。
- 2) 受賞者は、市または市の許諾を受けた個人・団体・企業などが当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとします。
- 3) 最優秀賞の作品について、必要に応じてデザインや色彩等について市が修正又は補正を行う場合があります。
- 4) 最優秀賞の作品については、市の情報発信及び PR 活動にかかる各種制作物（印刷物、啓発物品

など)に使用する予定です。また、市の許諾を受けた外部団体などにおいても使用する場合があります。

10. 個人情報の取り扱い

- 1) 応募者の個人情報は、市において適切に管理し、この事業以外の目的では使用しません。
- 2) 応募者の個人情報は、入賞通知等の送付及び本事業を運営するために必要な範囲で使用させていただきます。
- 3) 入賞発表・広報宣伝物への利用にあたり、本人同意のうえ、応募者の氏名、年齢等を公表させていただきます場合があります。
- 4) 個人情報の取り扱いについては、応募をもって応募者の同意を得られたものとします。

11. 問い合わせ先・応募先

牛久市 保健福祉部 健康づくり推進課（牛久市保健センター内）

〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1

Tel：029-873-2111(代) Fax：029-873-1775

Mail：kenkou@city.ushiku.ibaraki.jp